破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３０４号
埼玉県鴻巣市筑波２丁目２番３号
破産者　彩建事業協同組合
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
福岡県大川市大字本木室730番地の６
破産者　有限会社江崎建装
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１２３９号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目４番１号
破産者　有限会社室内装飾ナカヤ
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８３３号
札幌市厚別区上野幌１条３丁目５番12号
破産者　ＴＥＣ・M株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５３号
仙台市太白区緑ヶ丘２丁目17―16、商業登記簿上の本店所在地仙台市太白区鈎取２丁目23番32号
破産者　有限会社山忠工業
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
千葉県山武市松尾町八田46番地の２
破産者　有限会社アメリカヤ家具店
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８２３号
川崎市中原区木月３丁目39番５号
破産者　有限会社大協電子製作所
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
相模原市南区麻溝台７丁目18番９号
破産者　有限会社ヒバリ工業
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５９８号
石川県石川郡野々市町御経塚３丁目328番地
破産者　有限会社恵比須
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３号
三重県四日市市東新町13番２号
破産者　和田　泰親
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
名古屋市中川区東春田１丁目45番地　フラワーレール201号、開始決定時の住所三重県三重郡朝日町大字柿2528番地
破産者　荒木　洋子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４０２８号
大阪市北区中津７丁目４番５号
破産者　株式会社トウショウテック
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６１号
大阪市港区波除３丁目９番14―703号
破産者　有限会社大久保経営経理センター
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８４３号
大阪府守口市梅園町１番１号
破産者　有限会社ヨシムラ
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０１号
大阪府交野市星田５丁目21番１号
破産者　有限会社ダイイチハウス
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６３号
大阪府寝屋川市三井南町30番４―1002号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町４丁目３番14号
破産者　アルファ都市企画株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５０８号
神戸市兵庫区水木通10丁目１番９号
破産者　有限会社三ツ星自動車工作所
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目11番14号
破産者　ビーエスサッシ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７５９号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目34番５号
破産者　株式会社日配
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３９号
兵庫県尼崎市西川１丁目３番１号
破産者　株式会社藤井組
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５６号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目14番12号
破産者　株式会社ライフタカラ
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係